基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月十日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十八年八月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月二十六日

新潟県長岡市大手通二丁目三番地二

株式会社スプリックス

代表取締役　平石　明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年八月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月二十六日

大阪市天王寺区空堀町二番八号

ナピクル株式会社

代表取締役　向井　忠行

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年八月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月二十六日

大阪市天王寺区空堀町二番八号

ナピクル株式会社

代表取締役　向井　忠行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月二十六日

東京都中央区日本橋浜町二丁目六二番六号

品川不動産株式会社

代表取締役　崎濱　弘泰

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十八年七月二十五日開催の取締役会において左記のとおり決定いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式　三株

二、募集株式の払込金額又はその算定方法　一株につき金一万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日または期間等　再生計画認可決定の確定日から一箇月以内

五、増加資本金及び増加資本準備金

増加資本金　金三万円

増加資本準備金　金〇円

平成二十八年七月二十六日

福井県敦賀市公文名八〇号緑ケ丘一六五番地

若狭観光開発株式会社

代表取締役　松木　幹男

合併につき株券等提出公告

当社は、エスコホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年七月二十六日

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号

株式会社エスコ

代表取締役　髙木　康則

合併につき株券等提出公告

当社は、品川不動産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年七月二十六日

東京都中央区日本橋浜町二丁目六二番六号

株式会社東京テレビセンター

代表取締役　崎濱　弘泰

限定承認公告

本籍福島県南会津郡南会津町田島字西番場甲三八四番地二、最後の住所東京都港区白銀台一丁目二番一二―九〇三号

被相続人　亡　伊藤　静

右被相続人は平成二十八年三月十九日頃死亡し、その相続人は平成二十八年七月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

福島県南会津郡南会津町田島字西番場甲三八四番地二　相続財産管理人　伊藤　康弘

限定承認公告

本籍静岡県浜松市南区三新町一三六番地二、最後の住所静岡県浜松市南区若林町一二七六番地

被相続人　亡　石野　敏明

右被相続人は平成二十七年十一月一日から十日の間に死亡し、その相続人は平成二十八年七月十四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

静岡県浜松市南区芇野町三八三番地三

相続財産管理人　石野　裕美

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市夢前町前之庄一八七番地、最後の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘一丁目六番地県住江鮒鉄筋六―一〇六

被相続人　亡　工藤　智治

右被相続人は平成二十七年七月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年六月十日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

兵庫県高砂市荒井町扇町一五番九号　二見ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　植田　浩平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一一〇条に基づき優先資本金の額を金三億七千四百六十五万円減少し、金六十六億七千五百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年七月八日付官報の号外第百五十二号六十八頁に掲載されています。

平成二十八年七月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

東静岡１５街区デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年六月二十二日開催の臨時総会の決議により、出資一口の金額四万円を二万円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年七月二十六日

大分県日田市隈二丁目一〇番七

日田酒販協同組合

代表理事　木下弘一郎

訂正公告

平成二十八年七月十二日（号外第一五四号）掲載の八州建設株式会社に係る資本金の額の減少公告（枠組）中、商号に「八洲建設株式会社」とあるは「八州建設株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月二十六日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	下	終りから一三	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
九	上	一〇	額面金額で七千二百七十九億円	財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で七千二百七十九億円
〃	〃	一一	額面金額で七百十二億円	財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百十二億円
〃	〃	一四	額面金額で千百九十二億円	特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千百九十二億円

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十六日付第一六四号
政府調達第一三九号三二ページ

一二〇ページ●同日付第一六五号九六ページ●同日付
一ジ●四月二十七日付参会第二三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）